ごみに関するお問い合わせ

ごみに関すること

遠賀·中間地域広域行政事務組合 業務第1課 業務係 **093-293-3581**

ごみに関すること、収集日程や排出場所(ステーション)に関すること

お住まいの市役所・町役場まで

中間市 環境保全課 衛生美化係 093-245-5300

水巻町 産業環境課 環 境 係 093-201-4321

岡垣町 住民環境課 環境政策係 093-282-1211

芦屋町 環境住宅課 環境·公園係 **093-223-3538**

遠賀町 住 民 課 環境衛生係 093-293-1234

粗大ごみのこと

粗大ごみ受付センター 093-281-5380 (※耳の不自由な方はこちらへ) FAX 093-282-5394

自己搬入のこと

遠賀・中間リレーセンター 093-282-5341

再生品の販売に関すること

中間・遠賀リサイクルプラザ 093-245-5374

野外焼却の禁止について

廃棄物の焼却は、下記の例外を除き禁止されており、 違反した場合は罰則対象となります。

「5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金またはこの併科」

焼却禁止の例外

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 (河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な 廃棄物の焼却

(災害等の応急対策、火災予防訓練)

- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 (正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、塔婆の供養焼却)
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ない物として行われる廃棄物の焼却 (焼畑、畔の草及び下枝の焼却、漁網にかかったごみの焼却等)
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (落ち葉焚き たき火 キャンプファイヤー)

焼却禁止の例外のものであっても、近所の迷惑となることがあります。 (洗濯物に臭いが付く、窓が開けられないなど) 家庭や事務所での紙類や草木など、ごみの焼却は絶対にやめてください。